

ID: 175

担当部署: 都市建設課

処分の概要	家賃の減免又は徴収猶予
例規名 根拠条項	柴田町営住宅条例 第15条第1項(第28条第5項及び第30条第3項において準用する場合を含む。)
例規番号	平成9年条例第21号
<p><b>【基準】</b></p> <p>第15条及び柴田町営住宅条例施行規則第11条の規定による。 (家賃の減免又は徴収猶予)</p> <p>第15条 町長は、次の各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃を減免し、又は家賃の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1) 入居者(同居者を含む。以下この項及び第29条第6項において同じ。)の収入が著しく低額であるとき。</p> <p>(2) 入居者が病気にかかったとき。</p> <p>(3) 入居者が災害により著しい損害を受けたとき。</p> <p>(4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。</p> <p>2 前項の規定による家賃の減免の基準等必要な事項は、町長が定める。</p> <p>(家賃の減免又は徴収の猶予の基準等)</p> <p>第11条 条例第15条第1項第1号から第3号までに掲げる特別の事情は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める状況にあることとする。</p> <p>(1) 条例第15条第1項第1号 入居者(条例第6条第1項第1号に規定する親族を含む。以下この条において同じ。)の収入(令第1条第3号に規定する収入に所得税法(昭和40年法律第33号)その他の法令の規定により所得税を課されない過去1年間における所得を12で除して得た額を加えた収入をいう。以下この条及び第30条第1項第1号において同じ。)が72,800円(以下「基準額」という。)以下であること。</p> <p>(2) 条例第15条第1項第2号 入居者が病気のため長期にわたる療養等が必要であり、入居者の収入から当該療養等に要する費用の月額を控除した額が基準額以下であること。</p> <p>(3) 条例第15条第1項第3号 入居者が災害により損害を受け、入居者の収入から当該損害の総額の12分の1に相当する額を控除した額が基準額以下であること。</p> <p>2 条例第15条第1項第4号に掲げる特別の事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 入居者が前項第1号から第3号までに規定する状況に準じた状況にあるとき。</p> <p>(2) 入居者に係る家賃制度の移行があったとき。</p> <p>(3) 年度の中途において入居者の収入に変動があった場合であって、当該収入の再認定を行わないとき。</p> <p>3 条例第15条第1項の規定により家賃を減免し、又は家賃の徴収の猶予をする場合の基準は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 家賃の支払能力が3月以内に回復すると認められる者 家賃の徴収の猶予</p> <p>(2) 生計が著しく困難であり、町長が特に必要と認める者 家賃の免除</p> <p>(3) その他の者 家賃の減額</p> <p>4 家賃を減免する場合においては、入居者の事情に応じて、当該入居者の収入の額(条例第15条第1項第2号又は第3号に該当する者にあつては第1項第2号又は第3号に規定する控除を行った後の額、条例第15条第1項第4号に該当する者にあつては第1項第2号又は第3号の規定に</p>	

準じて町長が定める額を控除した後の額)に10分の1を乗じて得た額までの範囲内で減額するものとする。ただし、当該入居者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者であって、同法による住宅扶助の基準額を超える額の家賃を支払っているものであるときは、当該住宅扶助の基準額を減額後の家賃とする。

- 5 家賃を減免し、又は家賃の徴収を猶予する期間は、1年を超えない範囲において、町長が入居者の事情を考慮して定めるものとする。ただし、必要に応じてその期間を更新することができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、家賃の減免又は家賃の徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年12月28日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日